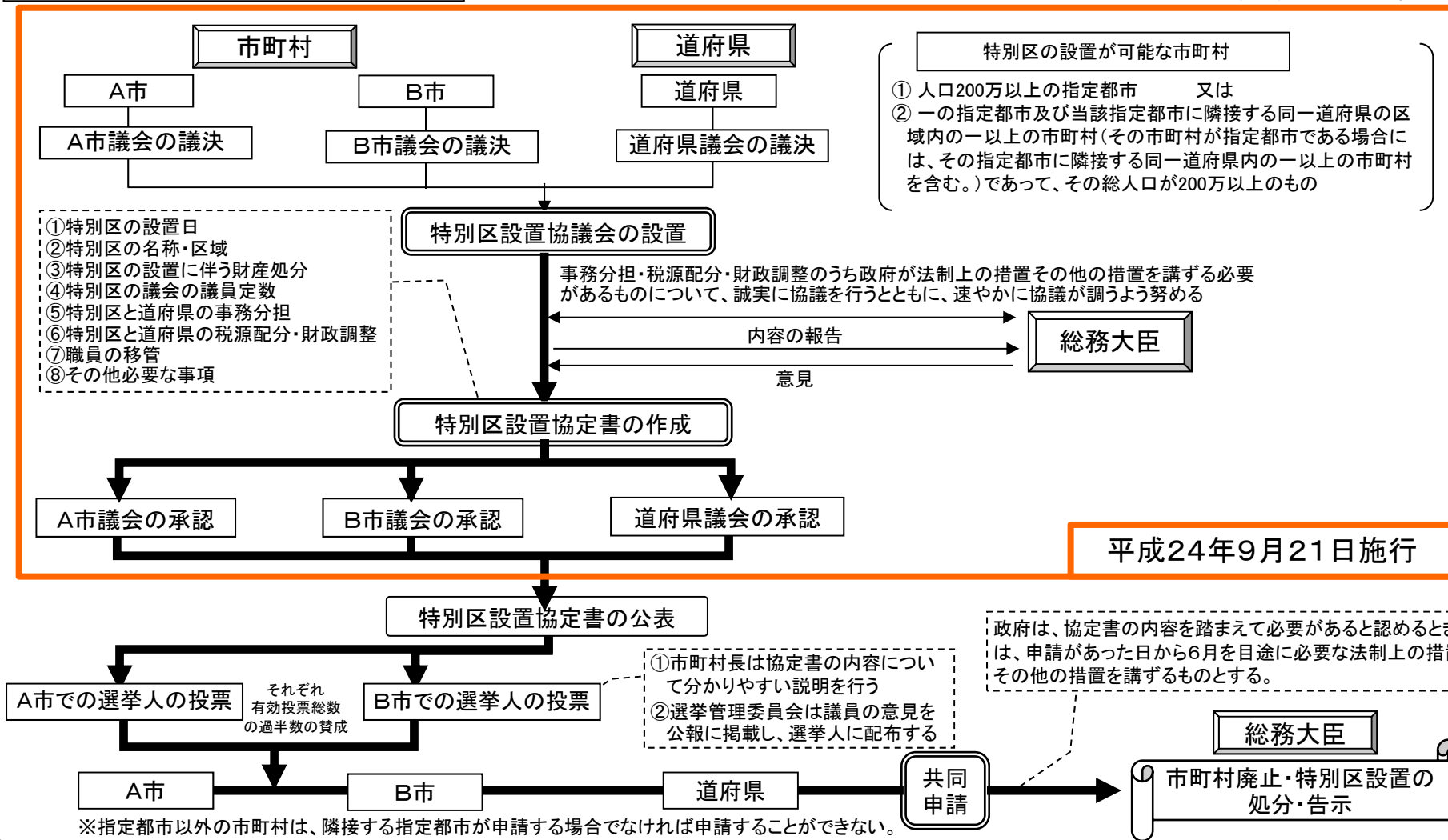


特別区の設置の手續

※平成24年9月5日公布



事務分担等に関する意見の申出

一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区と道府県の事務分担・税源配分・財政調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができる。

政府は、上記申出を受けた日から6月を目途に当該意見を踏まえた新たな措置を講ずる必要の有無を判断し、必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

特別区を包括する道府県における特別区の設置に係る特例

特別区を包括する道府県において、その区域内の特別区に隣接する一の市町村の区域の全部により特別区を設置するときも、上記の設置手續による。

ただし、市町村の区域を分割せず一に特別区を設置するとき、上記の設置手續のうち「選挙人の投票」は不要とする。

特別区を包括する道府県に対する法令の適用

特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の対象となる指定都市

1 単独で人口200万人を超える指定都市

- ① 横 浜 市 (368. 9万人、 隣接自治体を含む合計 640. 3万人)
- ② 名 古 屋 市 (226. 4万人、 隣接自治体を含む合計 354. 3万人)
- ③ 大 阪 市 (266. 5万人、 隣接自治体を含む合計 564. 6万人)

2 隣接市町村を含めると人口200万人を超える指定都市

- ④ 札 幌 市 (191. 4万人、 隣接自治体を含む合計 251. 5万人)
- ⑤ さ い た ま 市 (122. 2万人、 隣接自治体を含む合計 346. 7万人)
- ⑥ 千 葉 市 (96. 2万人、 隣接自治体を含む合計 213. 3万人)
- ⑦ 川 崎 市 (142. 6万人、 隣接自治体を含む合計 511. 4万人)
- ⑧ 京 都 市 (147. 4万人、 隣接自治体を含む合計 203. 1万人)
- ⑨ 堺 市 (84. 2万人、 隣接自治体を含む合計 428. 4万人)
- ⑩ 神 戸 市 (154. 4万人、 隣接自治体を含む合計 290. 9万人)

(参考) 隣接する市町村に指定都市が含まれる場合に、当該指定都市に隣接する市町村も含めた場合の総人口

- ① 横 浜 市・川 崎 市 (640. 3万人)
- ② 大 阪 市・堺 市 (629. 9万人)